



第200号

2023年11月1日発行

横浜

# 西だより

発行  
(公社)神奈川労務安全衛生協会  
横浜西支部 事務局  
横浜市戸塚区吉田町631  
元町清水ビル203号  
TEL 045-864-5354  
FAX 045-864-5022  
編集  
横浜西支部広報部会

## 令和5年度 全国労働衛生週間横浜西地区推進大会開催



▲主催者代表挨拶  
(小西支部長)



▲主唱者挨拶  
(塚田署長)

去る9月7日(木)、横浜西地区労働災害防止団体連絡協議会主催による令和5年度「全国労働衛生週間横浜西地区推進大会」が男女共同参画センター横浜にて開催されました。当日は横浜西労働基準監督署より塚田署長、林安全衛生課長のご臨席を賜り、「目指そうよ二刀流 こころとからだの健康職場」をスローガンに掲げ、盛大に挙行されました。

大会の冒頭、神奈川労務安全衛生協会横浜西支部副支部長秋山清氏より開催の挨拶があり、「この推進大会を契機に、誰もが安心して健康に働ける職場づくりの一助にしてください」と話されました。

次に、主催者代表として神奈川労務安全衛生協会横浜西支部長小西将史氏より「高齢労働者への配慮や長時間労働にならないような時間管理を通して、誰もが安心して働ける職場づくりにご尽力頂きたい」とのご挨拶がありました。

続いて横浜西労働基準監督署の塚田署長より主唱者挨拶をいただきました。全国労働衛生週間の目的や実施概要についての説明、具体的には化学物資の管理の重要性、健康診断結果の有所見者の増加、ワークライフバランスの推進、メンタルヘルス対策活動が急がれることや過重労働対策に対する取り組みが重要であると話されました。

引き続き、永年にとり各事業所において労務管理、労働衛生管理にご尽力、ご活躍された方々が、神奈川労務安全衛生協会横浜西支部長より支部長表彰として2名、建設業労働災害防止協会横浜西分会長より分会長表彰として3名が功労者として表彰されました。



▲功労者表彰

表彰後、来賓挨拶として横浜西地域産業保健センター野村武センター長より来賓のご挨拶をいただきました。健康診断による有所見率の高まりによる企業の対応の重要性や治療と仕事の両立支援など地域産業保健センターの役割のご説明もありました。

続いて、横浜西労働基準監督署林安全衛生課長より、全国労働衛生週間実施要綱について、9月の準備期間中に実施する事項及び本週間に実施する事項について詳細なご説明がありました。管内事業場の皆さんへの三つのお願いとして、『転倒および腰痛による労働災害の防止』、『高齢労働者の労働災害防止対策の推進』、『熱中症の予防』についてのお話があり、また管内における労働災害発生状況、業務上疾病発生状況報告がありました。『転倒』、『腰痛』への対策が必須であり、第14次労働災害防止計画の目標達成には労働衛生管理の基本である「労働衛生の3管理」①作業環境管理②作業管理③健康管理の実施が重要であるとのご説明がありました。

特別講演では、大塚製薬株式会社ニュートラシューティカルズ事業部アドバイザー馬場風道氏を講師にお迎えし、『今だから知りたい! 体調管理のコツ ~免疫力を維持して健康に過ごそう~』をテーマにご講演をいただきました。能動的な体調管理への取り組みとして、食事、運動、睡眠、メンタル、環境それぞれの面からのご説明をいただきました。参加者全員には、体調管理をサポートする働きを確認した乳酸菌の入ったドリンクが配られました。早速会場で飲用されている参加者の方もおられました。

最後に閉会の言葉として、神奈川県タクシー協会横浜支部西ブロック長益田裕隆氏による閉会の挨拶をもちまして、大会は盛会のうちに終了いたしました。

(タカナシ乳業(株)横浜工場 高野 文昌)



▲会場風景

# 監督署からの情報

## 1. 神奈川県最低賃金の改正のお知らせ

- 令和5年10月1日から、神奈川県最低賃金は  
時間額 **1,112円**(41円引上げ)となりました。
- 神奈川県最低賃金は、県内の事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイト等の雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者に適用され、使用者はこの金額以上を労働者に支払う必要があります。
- 次の方金は最低賃金の対象となる賃金に**含まれません**。  
① 精皆勤手当、通勤手当、家族手当  
② 臨時に支払われる賃金  
③ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金  
④ 時間外、休日労働に対する賃金、深夜割増賃金
- 中小企業・小規模事業者向けに賃金引上げの際に活用できる業務改善助成金等、各種支援策、無料相談を用意しています。詳細は、神奈川県働き方改革推進支援センターにお尋ねください。

神奈川県働き方改革推進支援センター

☎0120-910-090

## 2. 労働条件明示の制度改正のお知らせ

令和6年4月1日から労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が追加されます。



- 全ての労働者に対する明示事項  
① 就業場所・業務の変更の範囲の明示  
全ての労働契約の締結と有期労働契約の更新のタイミングごとに「雇い入れ直後」の就業場所・業務の内容に加え、将来の配置転換などによって変わり得る就業場所・業務の範囲についても明示が必要となります。
- 有期契約労働者に対する明示事項等  
② 更新上限の明示  
有期労働契約の締結と契約更新のタイミングごとに、更新上限（有期労働契約の通算期間または更新回数の上限）の有無と内容の明示が必要になります。
- ③ 無期転換申込機会の明示  
「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに無期転換を申し込むことができる旨（無期転換申込機会）の明示が必要になります。
- ④ 無期転換後の労働条件の明示  
「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

## 3. 賃金のデジタル払いが可能になります

労働基準法では、賃金は現金払いが原則ですが、労働者が同意した場合、銀行口座などへの賃金の振り込みが認められてきました。キャッシュレス決済の普及や送金手段の多様化のニーズに対応するため、労働者が同意した場合には、一部の資金移動業者（「●●Pay」などの厚生労働大臣が指定した資金移動業者のみで、今後指定されます）の口座への賃金支払いも認められることとなります。

### 注意点

- ・ 賃金のデジタル払いを導入する場合は事前の協定締結が必須です。
- ・ 現金化できないポイントや仮想通貨での賃金支払いは認められません。
- ・ 雇用主は希望しない労働者に賃金のデジタル払いを強制してはいけません。

※指定された資金移動業者一覧は今後厚生労働省ウェブサイトに掲載予定です。



▲厚生労働省  
ウェブサイト



# 貨物自動車での荷役作業時における安全対策に係る法改正に関する Q&A

**Q** 新しく昇降設備の設置が義務付けられる貨物自動車はどのようなものですか？

**A** 荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車について最大積載量が5トン以上のものに加え、2トン以上5トン未満のものが追加されます。「貨物自動車」は「専ら荷を運搬する構造の自動車をいう」とされており、自動車検査証の用途区分等、他法令に基づく分類に関わらず適用されます。

**Q** 新しく労働者に保護帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車はどのようなものですか？

**A** 貨物自動車について、最大積載量が5トン以上のものに加え、最大積載量が2トン以上5トン未満の貨物自動車に関し、以下のものが追加されます。

- ①荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上閉閉できるもの（平ボディ車、ウイング車等）
- ②テールゲートリフター（以下TGL）が設置されているもの（TGLを使用せずに荷を積み卸す作業を行う等の場合は適用されません）

※TGLを使わずに荷を積み卸す作業を行う場合やTGLを中間位置で停止させ、労働者が単にステップとして使用する場合で、荷を積み卸す作業を行わないときには保護帽の着用義務は適用されません。

**Q** 特別教育が必要となる作業はどのようなものですか？

**A** TGLを使用して荷を積み卸す作業に必要となります。TGLの稼働スイッチを操作することだけでなく、TGLに備え付けられた荷のキャスターストッパー等の操作、昇降板の展開や格納の操作など、TGLを使用する業務も含まれます。

## 2023年度 横浜西支部 主要行事予定

開催日	講習の種類	受講料 円(税込)	募集人員 (名)	会場	備考	
11月	6日(月)	第2回安全衛生推進者養成講習(2日間)	12,540	24	建災防「会議室」	
	7日(火)					
	17日(金)	神奈川労務安全衛生大会	—	—	横浜ベイシエラトン	協会本部
	28日(火)	産業保健研修会	4,500	24	建災防「会議室」	○共催
12月	7日(木)	第2回労務管理講習会	4,500	24	鎌倉芸術館「会議室1」	○共催
	15日(金)	挟まれ巻き入れ防止研修会	6,500	24	建災防「会議室」	○共催

### 2024年

1月	11日(木)	安全祈願	—	—	鎌倉鶴岡八幡宮	
	16日(火)	第4回フルハーネス特別教育	9,000	24	建災防「会議室」	
2月	15日(木)	第2回KYT講習会	9,000	30	鎌倉芸術館「会議室1」	
	20日(火)	第2回製造業の職長能力向上教育	9,500	24	建災防「会議室」	
3月	7日(木)	第5回フルハーネス特別教育	9,000	24	建災防「会議室」	

(テキスト代込)

※講習会等の日程は会場予約抽選結果により、変更する場合があります。最新の情報はホームページでご確認ください。

労安協 横浜西

検索

○印：藤沢支部との共催事業

## 入会事業場紹介

新しく入会された事業場を紹介します。

### 2023年度会員入会事業場のご紹介

	事業場名	事業内容	所在地
①	有限会社プラザホーム三協	建設業	川崎市川崎区
②	東京電設サービス株式会社 神奈川センター	建設業	横浜市戸塚区

## 新規会員募集

横浜西支部では、地域内（戸塚区、栄区、泉区、保土ヶ谷区、瀬谷区、旭区）にある事業場で、当協会に未加入の事業場等に対して加入促進活動を行っております。

近隣で又は、お知り合いで未加入事業場がございましたら事務局まで是非ご紹介ください。

**(事務局 TEL 045-864-5354 FAX 045-864-5022)**

## 受賞紹介

## 受賞おめでとうございます

令和5年度(2023年度)の各受賞者を紹介いたします。

過日、男女共同参画センター横浜にて開催されました下記の大会において、次の方々が表彰されました。  
受賞にあたり心よりお祝い申し上げます。

**令和5年度  
全国安全週間横浜西地区推進大会**

## (1) 無災害優良事業場表彰

- ①住友電工テクニカルソリューションズ株式会社
- ②広一工業株式会社

**令和5年度  
全国労働衛生週間横浜西地区推進大会**

## (1) 労務管理功労者表彰

- ①富田 絵美(一般財団法人神奈川県労働衛生福祉協会)
- ②吉川 剛(一般財団法人神奈川県労働衛生福祉協会)



## 役員・事務局だより

コロナウィルス感染症が第5類に移行後の初の全国産業安全衛生大会(9/27~29)に参加して来ました。季節柄心配された台風の来襲もなく、初日の総合集会では、会場から溢れるばかりの参加者が全国から業種を超えて集いました。日頃、かけがえのない大切な従業員の安全と健康を守るために、日夜ご尽力されている方が今ここに集っていると思うと、皆さんにエールを送りたいと思うのは小生だけであろうか。

多様な価値観、働き方への対応や外国人労働者の安全対策、高齢化する労働者の安全対策、個別規制対象外の化学物質への安全対策等の山積する課題。このような大会を通して、最新の情報を共有し、学んで持ち帰り、自社の安全衛生活動に繋げていく、そんな大会であったと思う。

本誌でも、会員の皆様にとって、有益な情報発信をして参りますので、どうかよろしく願いいたします。

(総務部会長 ㈱ニコン横浜製作所 田村 元一)

## ミドリ安全株式会社

横浜南支店

支店長 中山 雄介

〒245-0052 横浜市戸塚区秋葉町326番地湘南ビル1F  
TEL 045-810-6235

## 森紙業株式会社

関東事業所

事業所長 大町 智応

〒244-0812 横浜市戸塚区柏尾町628番地  
TEL 045-822-7000一般財団法人  
神奈川県労働衛生福祉協会

会長 赤城 邦彦

〒240-0035 横浜市保土ヶ谷区天王町2-44-9  
TEL 045-335-6900

## 山崎製パン株式会社

横浜第一工場

執行役員工場長 近藤 康之

〒244-8525 横浜市戸塚区上柏尾町15番地  
TEL 045-822-0627